

令和7年7月29日

保護者様

西海学園高等学校
校長 城 美博

【令和7年度 長崎県私立高等学校等奨学給付金】のご案内

～家計急変～

令和7年度長崎県私立高等学校等奨学給付金申請について、県から連絡がありましたのでお知らせいたします。この給付金は、低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するためのものです。

今年度も、保護者の失職等に伴い、収入が減少した家計急変世帯を対象とした（申請した翌月1日現在における要件にて判断）給付のご案内です。

なお、通常の奨学給付金は、7月1日を基準日とする申請で、年額の支給が受けられることとなっておりますが、今回の【家計急変】世帯の申請に関しましては、申請した翌月1日現在の状況に基づいた申請書類で支給の判断を行い、申請した翌月から3月までの月数に応じて算定した額を給付しますので、申請後、就職等状況に変更があった場合は、すみやかに申し出てください。

「長崎県総務部学事振興課 奨学給付金」ホームページに詳しい内容が記載してありますので、そちらも併せてご覧ください。

1. 支給要件（申請した翌月1日現在において、全ての要件を満たしていること）

- ① 高校生等が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学していること
- ② 保護者が長崎県内に住所を有すること
- ③ 保護者の失職等による家計急変で道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当する世帯であること（離婚や定年退職、離職理由が「正当な理由のない自己都合退職」等は対象外）

※家計急変発生後1年間の年収見込が【35万円×家族の人数(控除対象配偶者+扶養親族+本人)+10万円+32万円(控除対象配偶者または扶養親族を有する場合)】以下となる世帯が原則対象。

※申請後、就職等状況に変更があった場合はすみやかに申し出てください。

2. 支給金額

区 分	高校生等1人あたりの給付額
	年 額（該当月数に応じて算定）
家計急変で非課税に相当する世帯	152,000円

※7月以降に家計急変した世帯へは、申請した翌月から3月までの月数に応じて算定した額を給付します。ただし、申請した日が月の初日であるときは、【年額】×8/12の額、8月2日に申請した場合は、【年額】×7/12の額

3. 申請方法

希望者は、本校事務室へご連絡ください。以下の申請書類をお渡しいたします。

(「長崎県総務部学事振興課 奨学給付金」ホームページより申請書類のダウンロードも可能です。)

ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書(様式第1号)

イ 保護者全員の収入が減少し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当することが確認できる書類

① 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出など

② 家計急変後の収入を証明する書類

会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など

③ 保護者等全員の令和7年度(令和6年中の所得)の所得課税証明書(原本)

④ その他知事が必要と認める書類

ウ 住民票謄本(原本)筆頭者および続柄の記載があるもの

対象となる生徒本人が、保護者等と別居し住民票を異動させている場合は、住民票除票も必要

※ 添付する書類については、個別にご相談ください。

※ 申請については、随時受付を行います。

4. 提出期限 随時 (希望者にその都度指示します。)

5. 問い合わせ先

西海学園高等学校事務室(電話 0956-23-6161)までお尋ねください。